

# 業務委託契約書

委託者（甲） 長岡市  
受託者（乙）

上記当事者間において、業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

## （総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （1）業務の名称

長岡市物価高騰対応・暮らしと地域の応援商品券配付等業務

### （2）業務の内容

別紙「長岡市物価高騰対応・暮らしと地域の応援商品券配付等業務委託仕様書」のとおり

### （3）業務の実施場所

長岡市大手通2丁目（フェニックス大手イースト）ほか地内

### （4）業務の実施方法及び基準

別紙「長岡市物価高騰対応・暮らしと地域の応援商品券配付等業務委託仕様書」のとおり

## （委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

## （委託料）

第3条 業務の委託料の上限は、次のとおりとする。

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

## （監督及び検査）

第4条 甲は、業務の適正な履行を確保するため、隨時に監督及び検査をすることができる。

## （業務の内容の変更）

第5条 甲は、この契約締結後においても、特別の理由があるときは、業務の内容の一部を乙と協議の上変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。なお、契約時点で配付部数が確定していないため、配付部数が変更となる場合、甲乙協議の上、委託料を変更することがある。

#### (法令等の遵守義務)

第6条 乙は、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び業務の実施に係る関係法令の規定を遵守するほか、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下、「個人情報特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。
- 3 乙は、個人情報の開示、訂正、利用停止等の権限を有さず、乙が個人情報の情報主体から、当該個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合には、乙は甲に対応を要請し、甲が、甲の責任で情報主体と直接対応するものとする。甲は、その対応に乙の協力が必要な場合、その協力について乙に協議を申し出ることができるものとする。
- 4 第9条第1項の規定にかかわらず、乙は、個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報特記仕様書で定められた手続きで甲に申請し、甲より事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 5 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (施設等の供与等)

第7条 甲は、乙が業務を実施するに当たって、甲の施設及び備品並びに光熱水費等を必要とする場合は、これを供与することができる。

- 2 前項に規定する経費以外は、甲乙協議の上定めるものとする。

#### (成果の報告)

第8条 乙は、業務の成果について、甲の指示するところにより、甲に報告しなければならない。なお、報告期限は令和8年12月28日とする。

#### (確認及び検査)

第9条 甲は、乙から業務の成果について報告を受けたときは、確認及び検査を行うものとする。

#### (委託料の支払)

第10条 委託料の請求及び支払の方法については、次のとおりとする。

##### (1) 請求の方法

請求は、乙が全ての業務を実施し、甲の確認及び検査を受けた後に、当該運営に係る委託料を、甲に請求するものとする。

##### (2) 支払の方法

甲は、乙から適法な請求書を受理した日から、30日以内に支払うものとする。

##### (3) 部分払

乙は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託相当額の10分の9以内の額について、以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- ① 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を 甲に請求しなければならない。
- ② 甲は、①の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、乙の立会いの上、出来形部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

- ③ 乙は、①の規定による確認（②の規定による検査に合格した場合に限る。）があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- ④ 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において①の業務委託料相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。部分払金の額 $\leq$ ①の業務委託料相当額 $\times$ 9/10

（債務負担行為に係る契約の特則）

第11条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	支払限度額	出来高予定額
令和7年度	円	円
令和8年度	円	円

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第12条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、各会計年度において、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度	1回
令和8年度	1回

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。

（再委託の制限）

第14条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、業務の一部について再委託することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定による承認を受けて業務を再委託しようとするときは、再委託の相手方に対し、乙がこの契約により個人情報の取扱いに関し負担している義務と同様の義務を負担することを書面により約させなければならない。

3 乙は、甲に対して、前2項の規定により業務の一部を委託し、又は請け負わせた第三者の行為について全責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第15条 乙は、業務の実施に関して取得し、又は知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下単に「個人情報」という。）及び甲の秘密に属する情報を他に提供し、又は漏らしてはならない。業務の履行後又はこ

の契約による委託期間の満了後も、同様とする。

(持出しの制限)

第16条 乙は、第1条第3号に規定する業務の実施場所（以下「指定場所」という。）以外の場所において業務を実施し、又は指定場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、これらを行うことができる。

(目的外使用の禁止)

第17条 乙は、個人情報を業務の目的以外の目的に使用してはならない。

(複写等の禁止)

第18条 乙は、甲の許可なく、個人情報の全部又は一部の複写（フロッピーディスク、磁気テープ、光ディスク等への複写を含む。以下同じ。）をし、又は複製をしてはならない。

2 乙は、前項の甲の許可を得て、個人情報の全部又は一部の複写をし、又は複製をしたときは、甲が特に指示した場合を除き、業務の履行後、直ちに、その複写物若しくは複製物を焼却、裁断等により利用できないように処分し、又は複写をし、若しくは複製をした個人情報を消去しなければならない。

(善管注意義務等)

第19条 乙は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務の履行に当たり、個人情報を取り扱う従業者（以下「個人情報取扱従業者」という。）を明確にするとともに、個人情報取扱従業者については、個人情報の適正な取扱いにつき、適切な指導又は教育を受けた者をもって充てなければならない。

3 乙は、業務の履行に当たり、個人情報取扱従業者に対し、個人情報の適正な取扱いにつき隨時に、指導及び監督を行うものとする。

4 乙は、業務の履行に当たり、個人情報取扱従業者以外の者に個人情報を取り扱わせてはならない。

5 乙は、本契約に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に定める事項を遵守しなければならない。

6 前項の場合において、甲は、本契約の締結に当たり、乙の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況その他の個人情報の取扱いに係る乙の適性について、あらかじめ、確認しなければならない。

(返還義務)

第20条 乙は、業務を履行したとき、又は甲の請求があったときは、直ちに、甲から提供を受けた個人情報が記録された記録媒体を甲に返還しなければならない。

(立入検査等)

第21条 甲は、隨時に、指定場所及び第14条の規定により甲の承認を受けた業務の実施場所において、立入検査又は調査を行うことができる。

(実施状況の調査等)

第22条 甲は、必要に応じ、隨時に業務の実施状況（本契約内容の遵守状況に係るものを持む。）について調査し、乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な

指示をすることができる。

(事故の報告)

第23条 乙は、業務の実施に関し事故（個人情報に係るものを含む。）が発生したときは、直ちにその内容を甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。

(甲の契約解除権)

第24条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (3) 暴力団員であると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (7) 法人であって、その役員が第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるもの

3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合に損害を受けたときは、その賠償を乙に請求することができる。

4 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(乙の契約解除権)

第25条 乙は、甲の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除の30日前までに書面により甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙が前項の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の10分の1に相当する額を補償として支払うものとする。

(損害賠償)

第26条 第22条第3項に規定するときを除くほか、乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により業務の実施に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第28条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各1通を保有し、又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方電子署名の上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年 月 日

甲 長岡市

長岡市長 磯田達伸

共同企業体の場合は、全

構成員を記載すること。

※1番目に代表者を記載

乙

## 電子契約に関する付帯条項

発注者及び受注者は、本件契約書に電子署名が行われた日が本件契約書に記載の契約日後の日である場合は、当該契約日から本件契約書の効力が生じることとすることに同意する。

# 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

## (法令等の遵守)

第1条 (以下「受託者」という。) は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令並びに長岡市（以下「委託者」という。）の定める長岡市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に基づき、本契約により委託者から委託を受けた業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、この個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で定められた事項を遵守しなければならない。

## (責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (作業責任者等の届出)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

## (教育の実施)

第4条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

## (守秘義務)

第5条 受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後又は本契約解除後も同様とする。

- 2 受託者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

## (再委託)

第6条 受託者は、本業務のうち個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明確に

した上で、本業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者は、再委託先に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理し、監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならぬ。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (3) 事前に委託者の承認を受けて、作業場所において本業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。また、受託者は、委託者から請求があった場合は、当該台帳を委託者に提出すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる本業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用

してはならない（複製物及び改変物を含む）。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し）

第 10 条 受託者は、委託者受託者間の個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第 11 条 受託者は、本業務の終了時、又は委託者の請求があったときは、本業務において利用した個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受託者は、本業務において利用する個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定期日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

（善管注意義務）

第 12 条 受託者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 13 条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

3 委託者は、受託者に対し、合理的な頻度で相当の期間を定めて個人情報の取扱い状況の報告を求めることができる。

4 委託者は、前項の報告内容の確認その他必要に応じ、受託者に対し関係資料の提出又は受託者の事業所への立入を申し出ることができる。

（事故時の対応）

第 14 条 受託者は、本業務に関し個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措

置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 委託者は、本業務に関し個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。